

浦臼町高齢者世帯等除雪費助成事業について

近年、落雪巻き込まれや雪下ろし時における転落または家屋倒壊等、高齢者を中心に雪による事故が管内でも相次いで発生していることから、浦臼町では除雪作業が困難な高齢者世帯等に対し、業者等に支出した費用の一部を助成し、経済的負担の軽減と安全安心な在宅生活を支援します。

なお、今年度より対象となる除雪作業を拡大し、町民税の課税状況も不問に変更しましたので、より多くの方が利用しやすくなりました。

●対象は？

次の「対象者の条件」を全て満たしており、かつ「対象世帯」のいずれかに該当している世帯となります。
(生活保護受給世帯は対象外です)

「対象者の条件」

- ・令和元年11月1日現在で浦臼町内に住所を有し、現に居住している者
- ・町税全てに滞納がない世帯

「対象世帯」

- ・令和元年11月1日現在で70歳以上の者のみで構成される世帯
※世帯は別でも70歳未満の方がいる2世帯住宅は対象外です。
- ・身体障害者手帳1級若しくは2級又は肢体不自由区分の下肢や体幹に該当する者のみで構成される世帯
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による母であって、児童を扶養している世帯
- ・要介護1以上の要介護認定を受けている単身世帯

●対象となる除雪作業や助成額は？

対象世帯がお住まいの家屋（店舗兼住宅を含む）、隣接する車庫や物置の屋根の雪下ろしの他、それらが所在する敷地の除排雪に係る作業で、業者等に支払った額の2分の1（千円未満の端数は切捨て）とし、5万円を限度として助成します。

●対象の期間は？

11月1日（金）から翌年3月31日（火）までです。

●申請の手続きは？

- ①対象となるかを確認するために利用申請していただき、対象であれば町は利用決定を通知します。
利用決定通知を受けた方が助成対象者となります。
※11月1日（金）から利用申請の受付を開始します。
- ②除雪作業を業者等と契約します。契約書には作業期間、契約金額の記載が必要です。
- ③作業（契約期間）が完了し、業者等への支払いが完了したら町に助成金の申請をします。
※助成金の申請には、契約書と領収書の写し、作業前後の写真の添付が必要です。
※契約書様式については、長寿福祉課介護福祉係でも用意しています。
- ④町は助成金申請の内容を確認し、助成金をお支払いします。

【 問い合わせ先 長寿福祉課介護福祉係（保健センター内） 電話69-2100 】

保健師・栄養士だより

運動教室のお知らせ

保健センターでは、11月より下記の運動教室を行います。毎冬恒例となっている教室、昨冬も「気分転換になる！」と大変好評でした。冬場の運動不足を気にされている方、健診の結果が思わしくなかった方、ただただリフレッシュをしたい方など・・・みなさんの参加をお待ちしています。

◇筋力アップ・脂肪ダウンスポーツ教室◇

インストラクターによる体のコリや疲れをほぐすストレッチ・脂肪を燃焼させるためのリズム体操などを中心に行っています。

<対象> 町内にお住まいの方（概ね74歳以下）

<日程> 11月14日（木）～令和2年1月23日（木）の期間中10回

<時間> 9：30～11：30（初回、9回目のみ9：15～）

<会場> 保健センター

<参加料金> 1クール500円



◇男性のための健康づくり教室◇

男性インストラクターによる体のコリや疲れをほぐすストレッチ、体力維持・アップのための有酸素運動などを行っています。

<対象> 町内にお住まいの男性（概ね74歳以下）

<日程> 11月14日（木）～令和2年1月23日（木）の期間中10回

（ご希望に応じて回数を増やし、今年は全10回になります）

<時間> 13：00～15：00

<会場> 保健センター

<参加料金> 1クール500円



NEW!

◇減る脂一（ヘルシー）運動教室 in the night◇

今年度より、夜間の運動教室を行うことになりました。

家事やお仕事で日中の教室に参加できないという方、ぜひご参加ください！

<対象> 町内にお住まいの方（概ね20～50歳代）

<日程> 11月21日（木）～12月19日（木）の期間中5回

<時間> 18：00～20：00

<会場> 保健センター

<参加料金> 1クール500円



*参加希望の方は、保健センター（Tel 69-2100）までご連絡ください。

なお、申込等詳しい内容については、町内回覧のチラシをご覧ください。

振り込めサギには十分注意しましょう！